

今後の「原発メーカー訴訟の会」方針

「原発メーカー訴訟の会」役員一同

2017年1月15日

1. 「原発メーカー訴訟原告団」の設立

昨年10月23日、「原発メーカー訴訟原告団」（以下、「原告団」）が設立されました。その規約は、第3条(目的)で、「原発メーカー訴訟」に勝訴することを目的とし、その目的達成に向け各種の活動を行うこととする」とし、「会員は、河合・島弁護士を共同代表とする弁護団に控訴委任状を提出した原告とする」となっています。新たに作られた「原告団」は、私たち「原発メーカー訴訟の会」（以下、「訴訟の会」）が主張している、「本人訴訟団」と「原告弁護団」の両方を支持するという立場と明らかに異なっています。「原告団」は、同じ目的であるのに「本人訴訟団」を支持していません。

「原告団」の目的は、「訴訟の会」と一緒であっても「控訴委任状」を新たに提出した原告だけが会員だということです。第1審の訴訟委任状を出した約4千名の原告(実際は、当初の方針が変更され急遽、この訴訟委任状が控訴人になる委任状として使われている)全員を「原告団」の会員の対象にしていなかったことが判明しました。「原告団」の主張からすれば、当初の計画通り、新たな控訴委任状を提出した原告だけを控訴人にすればよかったです。

しかし、私たちは4千名の「訴訟の会」を分断・分裂し、島・河合両弁護士に従うことを誓った原告だけが会員になるような組織を承認することはできません。原発メーカー訴訟をはじめたのは原告であり、第1審の訴訟委任状に記されているように、弁護団を「選任」したのは原告だからです。主客転倒しています。

原告と弁護団の意見が異なり、弁護団長がなんらかの事情で辞任することもありうるわけで、弁護団長を絶対的な存在とすることを明記した規約は、裁判の主役である原告の主張・人権を軽視することであり、公平な裁判進行の原則に反しています。

2. 原告団が提出を求める控訴委任状の問題点

2-1 原告団・弁護団通信第9号(2016.9.23)には、「原告団設立総会のお知らせ」が記載されています。「総会当日までに控訴審委任状の提出」が求められています。それを読んだ原告は控訴をするために、新たな訴訟委任状が必要と理解したでしょう。

2-2 「原発メーカー原告団」は、高裁が「代理権を明確にするために」「新たに控訴審向けの委任状を求めてきています」と、高裁の要求に応じ、「闘い抜く意思のある原告を中心に」「原告団」とするために控訴審委任状を集めると主張しています。

2-3 しかし、朴「訴訟の会」事務局長が、昨年12月15日東京地裁で「更正決定」書を受領した時、地裁は未だ書類の整理段階で、書記官に確認したところ、「これから書面を高裁に送付し、高裁で精査するので遅くとも来年2月頃、高裁から原告に連絡があるのではないか」ということです。この時点で高裁は1審の書類を未だに受け取っていないため、「原発メーカー原告団」弁護団に控訴審委任状の提出を指示する段階ではなく、「原告団」の弁護団に「新たな控訴審向けの委任状」を求めていなかったということを意味します。

2-4「高裁での代理権」を確認するために新たな訴訟委任状が必要かどうかは、地裁から上がってきた書類を精査し、控訴の際に用いられた訴訟委任状が不十分で控訴審用に新たな訴訟委任状が必要だという判断のもとで決定される、と高裁は「訴訟の会」のメンバーに説明しています。(1審の訴訟委任状と今回弁護団が作成した訴訟委任状の内容は訴訟番号が記載されていないだけで全て同じです)

2-5 こうした虚偽の情報をもとに集められた委任状は無効です。そのようにして成立した総会もまた無効です。私たちは、「原告団」と法廷で「原発メーカーの道義的・社会的責任を問う」同じ目的を持っています。従って、「本人訴訟団」、「原告団」の弁護団が相互に協力し合うのは当然のことです。にもかかわらず、弁護団・世話人会は、虚偽の情報を流布し、「訴訟の会」を貶め、混乱・分断しようとしています。同じ目的を持つ者同士、「小異を捨てて大同に就くべきだ」と喝破した河合弘之弁護士の言葉のように、私たちはいつでも誰とでも共闘することを願い、門戸を開いています。

2-6「訴訟の会」事務局は、6月16日弁護団・世話人会の代理人である久保田明人弁護士に会計資料を公開し、さらに7月24日資料に関する質問を受けて、8月15日懇切丁寧に回答しました。しかし、回答に対する返事がなかったため了解したものとして処理しました。

しかしながら、「事務局から回答した」事実は、原告弁護団通信から一切公表されず事務局からの「返答なし」と記載されています。原発メーカーとの闘いを進めるためには、こういう虚偽・不誠実な対応でなく、意見は違ってもお互い認めることは認め、協力できることは謙虚に協力・支援するという姿勢が必要ではないでしょうか。事務局は、原告弁護団支援の予算を計上し、これまで何度も話し合いを申し入れてきましたが、拒否されてきました。

3. 「訴訟の会」の今後の方針

私たち「訴訟の会」事務局は、組織の分断を避け、目的が同じであるのに対立することは不必要なことだと考えます。

私たちは、当初の原発をなくすという目的の下でメーカー訴訟の「訴訟原告団」と「本人訴訟団」の両者を支持する立場は変わることはありません。原発メーカーの責任を問うという目的は同じだからです。敢えて両者の主張の違いを指摘するならば、原告の精神的損害を主張することは全く同じであり、「訴訟原告団」は原子力損害賠償法（原賠法）のみを違憲とするのに対して、「本人訴訟団」は原発の製造・輸出そのものが違憲であり、そのことを正当化する法律は原賠法を含めて原子力基本法などすべて違憲であると主張している点です。

しかし、「原告団」は「訴訟の会」の方針・存在を否定しておきながらどういうわけか、「訴訟の会」の会員であると主張しています。「原告団」の中心メンバーの内少なくとも10名以上は「訴訟の会」を脱退しています。私たちは対話の姿勢を見せず、協力し合ってメーカー訴訟を進めることを頑なに拒否する「原告団」を「訴訟の会」のメンバーとして認めることはできません。

裁判の目的を同じくしており、たとえ「原告団」と裁判の主張が異なっても「訴訟の会」と対話、協力をするということを明らかにしない限り、このまま「原告団」を「訴訟の会」のメンバーとして承認することは混乱が増幅するばかりです。そこで「訴訟の会」事務局、

役員会は今後の方針を以下のようにします。

3-1 弁護士を含めた原告団が「訴訟の会」と真摯な対話をして、高裁で共闘すると決断するまで「訴訟の会」は、活動を停止(凍結)します。今後、「訴訟の会」会員は、自分の判断で「本人訴訟団」あるいは「原告団」を支持するか、を決めることとなります。

尚、「訴訟の会」及び「本人訴訟団」が参加・推進する「日韓/韓日反核平和連帯」の「福岡宣言」では、「本人訴訟団」「原告団」を問わず「原発メーカー訴訟」の支援を謳っています。

詳細は「本人訴訟団」「原告団」各 URL を参照願います。

「本人訴訟団」 <https://www.nonukes-maker.com/>

「原告団」 <http://nonukesrights.holy.jp/>

3-2 東京地裁は、十分審理することなく 2016 年 7 月 13 日私たち原告に敗訴を下しました。今後、差別と抑圧を基盤にする原発体制に抗い原発をなくすという大きな目的のためには、裁判闘争だけではなく、原発メーカーの社会的・道義的責任を追及する法廷外の運動は必要不可欠です。しかしながら「訴訟の会」は活動の停止(凍結)を決定するために、私たち役員会は、「訴訟の会」(及び本人訴訟団)が賛同団体になった「日韓/韓日反核平和連帯」の「福岡宣言」の運動方針に賛同し、以下の 4 方針に沿って 4 千人の原告全員に、「日韓/韓日反核平和連帯」の賛同者になることを薦めます。

- (1) 韓国人被爆者の米政府の原発投下の責任を問う裁判支援
- (2) 東芝(など)を相手にした BDS 運動に積極的に参加する
- (3) 「原発メーカー訴訟」の支援
- (4) 「世界反核平和憲章」(仮称)の作成

3-3 日本の原発メーカー訴訟、台湾、ベトナムなど東アジア各国の脱原発宣言が続きました。昨年 12 月 1 日「日韓/韓日反核平和連帯」の「韓国で蜂起した民衆への支持と国際連帯の表明」で公表されたように、私たちは韓国社会の根底的な変革を求める動き(「市民キャンドル革命」)の中で、財閥解体要求と自治体の脱核宣言といった情勢であり、韓国から脱核宣言が公的に全世界に発信されるように、韓国の「訴訟の会」のメンバーと共に韓国社会に働きかけます。「日韓/韓日反核平和連帯」を支持、支援します。

3-4 世話人会が作る「原告団」の中には、「訴訟の会」を退会・決別を表明した方もいますが、退会・決別表明していない方を含め「原告団」に加入した方々は、「訴訟の会」から除名します。従って、総会への参加も認めません。但しその後、被告原発メーカーに対して「訴訟の会」と共闘するために真摯に対話をするという明確な意思を示した場合、「訴訟の会」への再加入はあり得ます。

4. 「訴訟の会」残金 110 万円の処理

事務局会議で、以下のように決めました。

国際連帯のために寄付された 50 万円は、「訴訟の会」が賛同した「福岡宣言」を公表した「日韓/韓日反核平和連帯」に寄付し、明示された具体的なアクションプラン実現のために使っていただきます。

2016 年原告弁護団に 60 万円を予算計上しましたが、弁護団は対話を拒否しており期限内に受け取る意思を表明しなかったため、支払できませんでした。

そのため、60 万円の使途方法は、上記「3. 「訴訟の会」の今後の方針」に沿って原発メ

一カーの社会的・道義的責任を迫及する国際連帯運動を展開するために以下のようにします。

4-1 「原発メーカ訴訟の会」総会開催事務・通信費：20万円

4-2 本人訴訟団支援金：20万円

4-3 韓国の脱原発宣言を提唱し具体化するため韓国の「訴訟の会」会員への援助：20万円

尚、総会は、参加者・Skype参加者で決議し、委任状は承認しません。